

不利益処分の処分基準

処 分 名		防火対象物における火災の予防又は消火活動の障害のための措置		
根拠法令及び条項		消防法(昭和 23 年法律 186 号)第 5 条の 3 第 1 項		
所 管 部 課 名		予防警防課・南消防署・北消防署・笠原消防署		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市消防本部違反処理規程（平成 15 年多治見市消防本部訓令甲 1 号）第 16 条		
	基 準	消防法第 5 条の 3 第 1 項に該当する場合。 多治見市消防本部違反処理規程別表第 1 の違反処理基準表に基づき、命令を発しなけねばならなくなったとき。		
	設定年月日	平成 14 年 10 月 25 日	最終変更年月日	
備 考				